



# 長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

～平成26年10月8日発行～

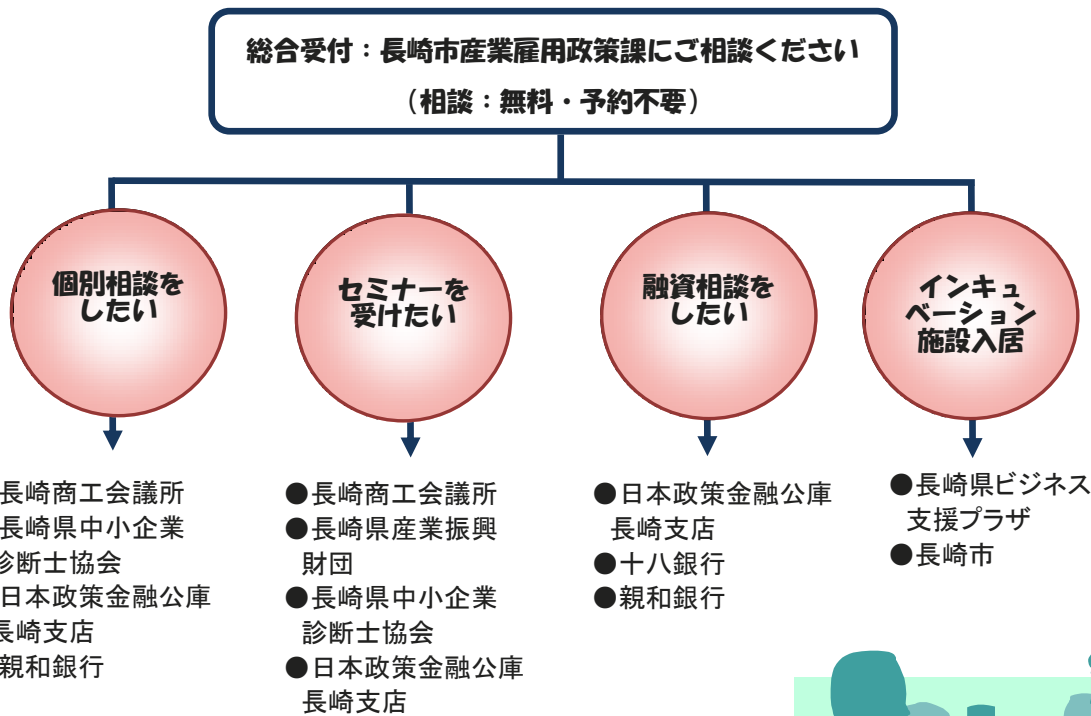
## 創業サポート長崎をご利用ください！

～長崎市内で創業を考えていらっしゃる方へ～



こんな時は「創業サポート長崎」におまかせください！！  
 8つの支援機関がタッグを組んで、創業するまでハンズオンで支援します！

<「創業サポート長崎」ご利用の流れ>



「創業サポート長崎」で一定の支援(特定創業支援事業)を受けた方には次のようなメリットがあります。

- ①株式会社設立時の登録免許税の軽減 (軽減率1/2)
- ②信用保証枠の拡大
  - ・1,000万円→1,500万円
  - ・創業6か月前から利用可能



お問い合わせ先 長崎市産業雇用政策課  
 TEL 095-829-1313

## 長崎県の最低賃金が改定されました！

長崎県で働くすべての方へ。

確認しましょう！

これまでの最低賃金 664円

# 最低賃金

長崎県

# 677円

時間額



[発効日] 平成26年10月1日

### 最低賃金額以上かどうかの調べ方

【計算例】

① 間給の場合

時間給  $\geq$  677円

② 日給の場合

日給  $\div$  1日の所定労働時間  $\geq$  677円

③ 月給の場合

年間所定労働日数：260日

月額：117,000円

所定労働時間：8時間

で働いている場合、計算式に当てはめると、

$$\frac{\text{月給}117,000\text{円} \times 12\text{か月}}{\text{年間所定労働日数}260\text{日} \times 8\text{時}} = 675\text{円} < 677\text{円}$$

【この場合は最低賃金額を満たしていない】

※最低賃金額との比較にあたって次の賃金は参入しません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 時間外、休日、深夜労働に対する賃金
- ③ 賞与等、臨時の賃金

お問い合わせ先 長崎労働局賃金室  
TEL 095-801-0033

## 「外国人富裕層のハートをつかめ！」セミナーの開催！

長崎地域雇用創造協議会では、今後増加が見込まれる外国人観光客のニーズを把握し、自身のビジネスに活かしてもらうためのインバウンドセミナーを開催します（参加無料）

【日 時】平成26年11月7日(金)、14日(金)、28日(金)、12月5日(金)、15日(月)、19日(金)  
各13:00～16:00

【場 所】長崎商工会館 3階会議室（長崎市桜町4-1）

【定 員】20社

【対象者】外国人観光客の受入れに関心のある企業

【申込締切】平成26年10月31日(金)

日時	内容	講師
11月7日(金)	外国人富裕層旅行市場を捉えるには	(株)JTB総合研究所 主任研究員 河野 まゆ子氏
11月14日(金)	外国人に対する接客のいろは	インターナショナルエアアカデミー長崎校 代表 田中 美吉子氏
11月28日(金)	外国人に対する商品の売り方	販売促進コンサルタント 金田 晃氏
12月5日(金)	20億人市場！イスラムマーケットに乗り遅れるな！	岡野総合法務事務所 行政書士 岡野 英克氏
12月15日(月)	世界遺産登録を見越して	(一社)田辺市熊野ツーリズムビューロー 竹本 昌人氏
12月19日(金)	リピーター創りの手法	(株)リクルートライフスタイル じゃらんリサーチセンター長 沢登 次彦氏

詳しくはこちら ⇒ <http://chiikikoyou.jp/>

お問い合わせ先 長崎地域雇用創造協議会  
TEL 095-893-8170

## 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です！

皆さんの会社は年次有給休暇が取りにくくなっていませんか？

長崎県労働条件等実態調査によると、**長崎県内の従業員5人以上の年次有給休暇取得率は、直近(平成25年6月30日現在調査)で43.1%であり、前年(46.2%)よりも低下しています。**

いい仕事を生むためには自分休暇も必要です。

この月間をきっかけにして、休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう。



### 具体的な取り組みの一例

(1) 経営者の主導の下、取得の呼びかけ等による年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや労使の年次有給休暇に対する意識改革をしましょう

(2) 年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を話し合しましょう

(3) 年次有給休暇の<sup>(※)</sup>計画的付与制度を活用しましょう

#### (※)計画的付与制度

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度

(例)年次有給休暇の付与日数が20日の場合

- ・5日(従業員が自由に取得できる)
- ・15日(事業主が計画的に付与できる)

#### (導入のメリット)

事業主: 労務管理がしやすく、計画的な業務運営ができる

従業員: ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できる

お問い合わせ先 長崎労働局監督課  
TEL 095-801-0030

## 労働災害防止の徹底、労働者の安全・健康の確保を！

事業主は、労働安全衛生法で定める労働災害防止のための措置を徹底するとともに、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保しなければなりません。

平成26年10月2日、「なくせじん肺全国キャラバン」が労働災害の根絶に向けての要請を長崎市にされましたので、事業主の皆様におかれましては、労働災害防止の徹底及び労働者の安全と健康の確保に努めていただくようお願いします。

お問い合わせ先 長崎市産業雇用政策課  
TEL 095-829-1313